

奈良県告示第九十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、南藤井土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

令和五年六月二十日

奈良県知事 山下 真

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	林本 政治	葛城市南藤井一二四
〃	山本 繁幸	〃 一九二
〃	岡井 清弘	〃 一六〇―一
〃	野本 啓俊	〃 一九〇―一
〃	山本 恵夫	〃 一六八
監事	岡山 正博	〃 一〇一
〃	福田 守秀	〃 八七―一

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	林本 政治	葛城市南藤井一二四
〃	野本 啓俊	〃 一九〇―一
〃	山本 恵夫	〃 一六八
〃	山本 克己	〃 一六三―一
〃	吉崎 康之	〃 一六五
監事	岡山 正博	〃 一〇一
〃	福田 守秀	〃 八七―一